

臨時的な協議又は調整を行うための場の設置について

岩見沢市議会会議規則第155条第2項の規定により、次のとおり協議又は調整を行うための場を臨時に設ける。

令和7年6月27日提出

岩見沢市議会

議長 峯 泰 教

議員定数等検討委員会

- 1 目的 議員定数、議会の活性化及び議員のなり手不足の解消について協議又は調整を行うことを目的とする。
- 2 構 成 員 議長が指名する議員
- 3 招集権者 議員定数等検討委員会委員長
(委員長互選前の最初の会議は、議長)
- 4 期 間 令和7年6月27日から令和8年3月31日